



平成25年5月15日

各位

会社名 株式会社キョウデン
代表者の代表取締役 山口 鐘 畿
役職氏名 社 長
(コード番号：6881 東証第2部)
連絡者の取締役 鈴木 章 浩
役職氏名 管理本部長
電話番号 045 (929) 0501

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第31回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社も含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うものです。
- (2) 法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12. (条文省略) (新 設) 13. (条文省略)	第1章 総 則 第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12. (現行どおり) 13. <u>電気自動車、同部品、及び付属品の設計、製造、販売</u> 14. (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 第34条 (監査役の選任) (条文省略) (新 設)	第5章 監査役及び監査役会 第34条 (監査役の選任) (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役員の数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

<p>第 35 条（監査役の任期） （条文省略）</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 （新 設）</p>	<p>③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 35 条（監査役の任期） （現行どおり）</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 25 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以 上